

徳島県規則第五十四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第七十六号中「徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」を「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改める。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改める。

別表第三個別事項の項第四十七号中「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」を「徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」に改め、同号の2中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。